

健保連作成動画「使ってみよう！マイナ保険証」

資料版

令和6年4月

健康保険組合連合会

政策部 ICT対策グループ

本資料について

本資料は、令和6年2月22日付で健保連イントラネット「お知らせ」に掲載している、マイナ保険証利用促進を目的に作成した動画「使ってみよう！マイナ保険証」を要約した資料です。下記の通り動画のキャプチャと説明を記載しています。動画の視聴が難しい場合は、本資料をご活用ください。

(例)

キャプチャ



説明

マイナ保険証とは健康保険証
利用登録をしたマイナンバー
カードのことです。

動画を視聴する場合はこちらから！
右の二次元コードを読み取っていただくと、YouTubeに移動します。



目次

はじめに	P.3
健康保険証の廃止について	P.3
マイナ保険証とは	P.4
マイナ保険証での受診方法	P.5
マイナ保険証のメリットのまとめ	P.7
万が一、医療機関でカードリーダーが使えない場合	P.8
災害時の対応	P.9
マイナンバーカードを持っていない場合や保険証利用登録をしていない場合	P.10
留意点	P.10
マイナポータルのご案内	P.11
おわりに	P.11

はじめに

マイナ保険証での受診が 始まっています

健康保険証は
令和6年12月2日に廃止されます(新規交付)



健康保険組合連合会から、マイナ保険証の利用方法をお知らせします。

マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するために、また、急な受診時に慌てないようあらかじめご確認をお願いします。

健康保険証の廃止について

新規の健康保険証の交付は **令和6年12月2日に廃止**

※経過措置期間として令和7年12月1日まで使えます



健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、

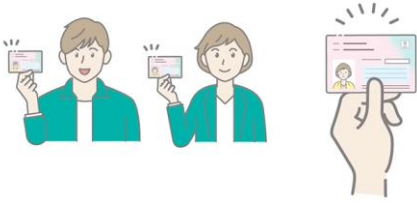
健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、1年の経過措置後の令和7年12月2日以降使えなくなります。

令和6年12月1日以前より健保組合などに加入しており、既に健康保険証をお持ちの場合、令和7年12月1日までの間は、その健康保険証を用いて保険診療を受けられます。

ただし、有効期限がある健康保険証をお持ちの場合で、期限が令和7年12月1日までに切れる場合は、その期日までとなるのでご注意ください。

マイナ保険証とは

マイナ保険証とは？



健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのこと

マイナ保険証とは健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

マイナンバーカードを まだお持ちでない方は、**速やかに取得**

市区町村の
窓口にて…



〇〇課 受付

マイナンバーカードの
手続きはこちらから



速やかに取得してください

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は速やかに取得してください。

忘れずに **利用登録**！（初回のみ）

マイナンバーカードの健康保険証利用登録には3つの方法があります。



おすすめ！



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM



（実用ベータ版）
（正式版）
マイナポータル

そして健康保険証として利用できるよう、忘れずご登録を！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、健康保険証利用登録が必要です。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、医療機関窓口のカードリーダーで可能です。

その他、以下の2つの方法があります。

- ・セブン銀行ATM
- ・マイナポータル

マイナ保険証での受診方法

マイナ保険証で医療機関を受診



マイナンバーカードを持参します

マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するとき、マイナンバーカードを持参します。

顔認証付きカードリーダー



毎回、顔認証付きカードリーダーで本人確認を行います

医療機関や薬局の受付付近にある顔認証付きカードリーダーで、毎回、本人確認を行います。

カードリーダーを使った 受付の仕方

※カードリーダーには複数の種類があります



次に、カードリーダーを使った受付の仕方をご説明します

カードリーダーを使った受付方法をご説明します。
①マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、暗証番号または顔認証で本人確認を行う。

マイナ保険証での受診方法

2 同意事項の 確認&選択



過去に受けた診療内容
薬の情報

医師・薬剤師が見られるようにするか、選択

②過去に受けた診療内容や薬の情報を医師・薬剤師が見られるようにするか、選択。「同意する」を選べると、いつどのような薬を処方されたのか、医師・薬剤師がすぐに把握できます。



のんではいけない薬が処方されたりするリスクも減ります

そのため、過去の診療履歴に基づく、より良い医療が受けられます。同じ薬が処方されたり、併用してはいけない薬・飲んではいけない薬が処方されたりするリスクも減ります。自分が忘れていても、医師・薬剤師と情報が共有できます。

万が一、旅行先などでかかりつけ以外の医療機関の受診が必要となった場合も安心です！

3 同意事項の 確認&選択



健診情報(40歳以上の方)

健診情報を医師・薬剤師が見られるようにするか、選択

③40歳以上の方は健診情報を医師・薬剤師が見られるようにするか、選択。「同意する」を選べると、特定健診の結果を医師・薬剤師が把握できます。

4 高額療養費制度 を利用



※手術など高額な治療を受ける場合には
高額療養費制度をご利用ください

カードを取らずに「高額療養費制度を利用」を選択

④限度額適用認定証の負担区分を確認する場合は、カードを取らずに「高額療養費制度を利用」を選択。限度額情報の提供について、「提供する」を選べると、あなたの負担区分が確認でき、健保組合などに限度額適用認定証の手続きをする手間が省けます。

(低所得者は従来通り申請手続きが必要)

高額な医療費のかかる治療を受ける場合にも、自己負担限度額内の支払いで済ませることができます。

マイナ保険証での受診方法

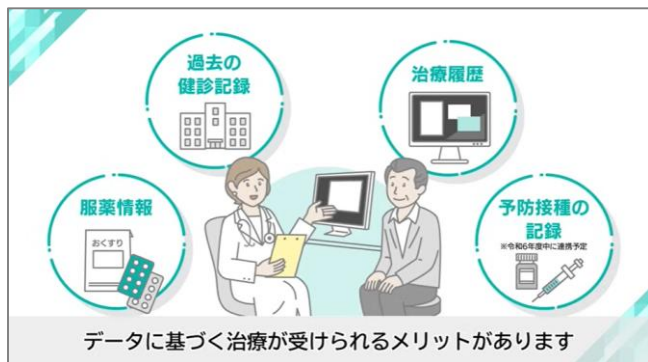
5 受付終了



カードを忘れずにお取りください

これで受付は終了です。カードを忘れずにお取りください。

マイナ保険証のメリットのまとめ



データに基づく治療が受けられるメリットがあります

マイナ保険証はこれまでの健康保険証にはなかった、過去のあなたの健診記録や治療履歴、服薬情報、予防接種の記録などのデータに基づく治療が受けられるメリットがあります。

問診の際に服用中の薬の名前を忘れてしまっても、医師が健康・医療データから確認できるから安心です！



素早く、正確に医療機関や薬局の受付事務が行われます

マイナ保険証で受診すると、従来の保険証よりも、皆様の保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

また、カードリーダーを使用すると、人を介さずに受け付けができ、素早く、正確に医療機関や薬局の受付事務が行われます。



大切な医療保険を守るため、マイナ保険証に切替えましょう

マイナ保険証を活用することで、健康保険証のなりすましなどの不正使用の防止や、医療従事者の事務負担軽減にもつながります。大切な医療保険を守るため、マイナ保険証に切り替えましょう！

万が一、医療機関でカードリーダーが使えない場合

医療機関がマイナ保険証に対応していない場合はどうするの？



資格情報を伝えましょう

医療機関の機器の故障などにより、万が一、医療機関のカードリーダーが使えない場合は、医療機関窓口においてマイナ保険証で本人確認をしたのち、加入している「健保組合名」「記号」「番号」などの資格情報を伝えましょう。

医療機関がマイナ保険証に対応していない場合はどうするの？



伝えることができます

資格情報は「資格情報のお知らせ」や、マイナポータル「わたしの情報」を提示することで伝えることができます。

令和6年2月6日から、「わたしの情報」がダウンロードできるようになりました。スマートフォンをお持ちの方は、「わたしの情報」をあらかじめダウンロードすることができます。これにより、マイナポータルに毎回ログインすることなく、ダウンロード画面を提示することで保険診療を受けることができます。

医療機関がマイナ保険証に対応していない場合はどうするの？



マイナ保険証とあわせて携行すると便利です

「資格情報のお知らせ」は、令和6年10月までに、現在ご加入いただいている健保組合などの保険者から会社を経由するといった方法で通知されます。

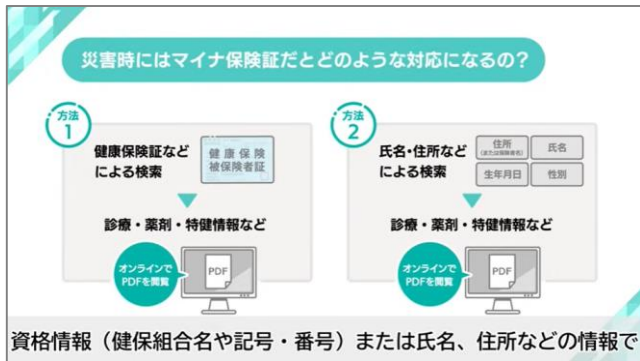
「資格情報のお知らせ」には被保険者資格などの基本情報が記載されているため、マイナ保険証とあわせて携行すると便利です。退職などの資格喪失時に会社に返納する必要はありません。健康診断などの保健事業の申請にもお役立ていただけます。

医療機関がマイナ保険証に対応していない場合はどうするの？

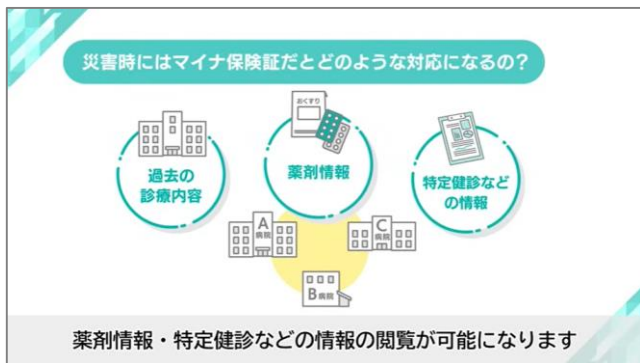
このほか、
従来の健康保険証の提示(令和7年12月1日まで)や
医療機関で申立書などに記入していただければ
保険診療を受けることができます。

このほか、従来の健康保険証の提示（令和7年12月1日まで）や、医療機関で「被保険者資格申立書」などに記入していただければ保険診療を受けることができます。

災害時の対応



災害時に医療機関への受診が必要となった場合、資格情報（健保組合名や記号・番号）または氏名、住所などの情報で本人確認をすることが可能です。

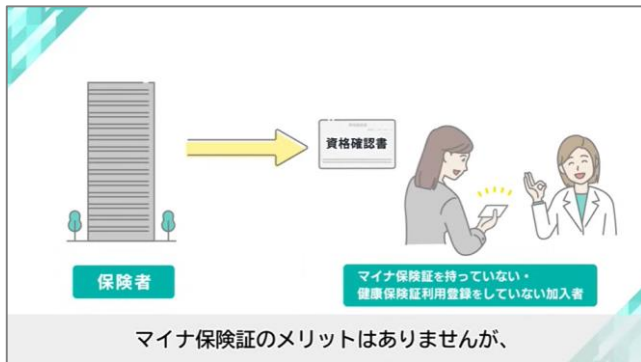


災害時は特別措置として、マイナンバーカードを持参しなくても、本人の同意のもと、医師・薬剤師による過去の診療内容や薬剤情報・特定健診などの情報の閲覧が可能になります。

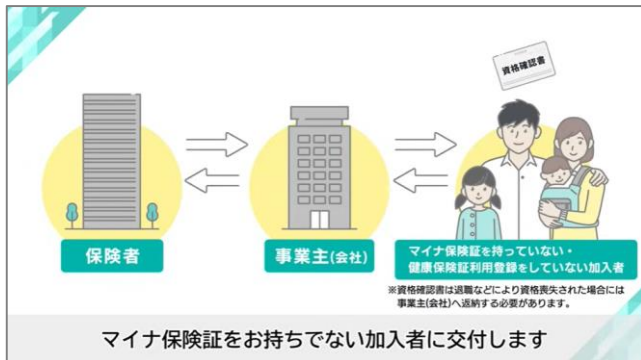


そのため、かかりつけ以外の医療機関などでもデータを確認のうえ、いつもの診療を受けることができます。

マイナンバーカードを持っていない場合や保険証利用登録をしていない場合



マイナンバーカードを持っていない場合や保険証利用登録をしていない場合、健保組合などの保険者から交付される資格確認書を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けられます。

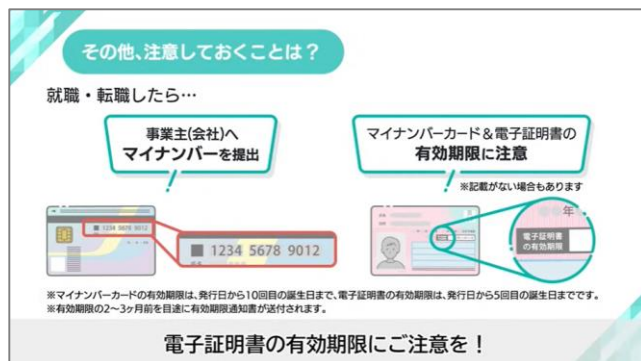


資格確認書は、令和6年12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申し出により、保険者が会社を經由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に交付します。経過措置期間後の令和7年12月2日以降、保険者が必要と認めた方にも当分の間交付します。

資格確認書は退職などにより資格喪失された場合には会社に返納する必要があります。

なお、有効な保険証を持っている方には、資格確認書を交付しなくてもよいと整理されているため、申請を行っても、交付されないことがあります。

留意点



就職や転職をしたときは、速やかに会社などにマイナンバーをご提出ください。

また、マイナンバーカードの有効期限切れ、電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日まで、電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書が送付されます。更新にかかる手数料は、無料です。

マイナポータルのご案内



政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」では、医療費通知情報や薬剤情報、資格情報などが確認できます。



マイナポータルをインストールしていない方は、これを機にインストールを！

おわりに



ぜひ、あなたの大切な人にもマイナ保険証の利用をおすすめください。